

令和6年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート 新築又は取得用 【正誤表】

正	令和6年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 新築又は取得用 二面 ○「非課税限度額」に関する事項【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 No. 12 ※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。 ※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。 (1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前に、その証明のための家屋の調査が終了したもの (2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの ※3 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※4 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 ※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ※6 二面の「12」の（注2）により省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの（令和6年6月30日までに建築されたものを除きます。）については、確認済証の写し又は検査済証の写しも必要です。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	誤	令和6年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 新築又は取得用 二面 ○「非課税限度額」に関する事項【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 No. 12 ※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。 ※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。 (1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前に、その証明のための家屋の調査が終了したもの (2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの ※3 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※4 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 ※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ※6 二面の「12」の（注1）により省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの（令和6年6月30日までに建築されたものを除きます。）については、確認済証の写し又は検査済証の写しも必要です。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。
---	--	---	--

下線部が修正箇所である。